



佐賀県公報

平成16年
6月24日
(木曜日)
号外第2号

目次

(◎印は、県例規集に登録するもの)

選挙管理委員会事項

○参議院佐賀県選出議員選挙の選挙長及び選挙長職務代理人の選任

(告 示・二六) 一

○参議院佐賀県選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額

(" ・二七) 二

○参議院佐賀県選出議員選挙における選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時

(" ・二八) 二

○参議院佐賀県選出議員選挙において、候補者から届出のあった選挙会の選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は選挙会の選挙立会人となるべき者で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが三人以上あるとき、又は選挙会及び日時

(参議院佐賀県選出議員選挙選挙長告示・二) 二

○参議院佐賀選出議員選挙において、選挙会の選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじを行う場所及び日時

(" ・三) 二

○参議院佐賀県選出議員選挙の場所及び日時

(告 示・二九) 二

○参議院比例代表選出議員選挙の佐賀県選挙分会長及び佐賀県選挙分会長職務代理人の選任

(" ・三〇) 二

○参議院比例代表選出議員選挙において、投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名の掲示の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時

(" ・三一) 三

○参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時 (" ・三二) 三

○参議院比例代表選出議員選挙において、名簿届出政党等から届出のあった佐賀県選挙分会の選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は選挙会及び日時

(参議院比例代表選出議員選挙佐賀県選挙分会長告示・一) 三

○参議院比例代表選出議員選挙の佐賀県選挙分会の場所及び日時 (告 示・三三) 三

○地方自治法に基づく選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の四十分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法に基づく県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 (" ・三四) 三

○ 選挙管理委員会事項

●佐賀県選挙管理委員会告示第二十六号

平成十六年七月十一日執行の参議院佐賀県選出議員選挙の選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成十六年六月二十四日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 選挙長

住所 唐津市和多田先石九番三号

氏名 松 尾 紀 男

二 選挙長の職務を代理すべき者

住所 佐賀市鍋島五丁目九番三号

氏名 黒 岩 春 地

●佐賀県選挙管理委員会告示第二十七号

平成十六年七月十一日執行の参議院佐賀県選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、三二、七〇四、五〇〇円である。

平成十六年六月二十四日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

●佐賀県選挙管理委員会告示第二十八号

平成十六年七月十一日執行の参議院佐賀県選出議員選挙における選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成十六年六月二十四日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 場所 佐賀県庁(選挙管理委員会室)

二 日時 平成十六年六月二十五日 午後五時三十分

●参議院佐賀県選出議員選挙選挙長告示第二号

平成十六年七月十一日執行の参議院佐賀県選出議員選挙において、候補者から届出のあった選挙会の選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は選挙会の選挙立会人となるべき者で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成十六年六月二十四日

参議院佐賀県選出議員選挙

選挙長 松 尾 紀 男

一 場所 佐賀県庁(選挙管理委員会室)

二 日時 平成十六年七月九日 午前十時

●参議院佐賀県選出議員選挙選挙長告示第三号

平成十六年七月十一日執行の参議院佐賀県選出議員選挙において、選挙会の選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成十六年六月二十四日

参議院佐賀県選出議員選挙

選挙長 松 尾 紀 男

一 場所 佐賀県庁(正庁)

二 日時 平成十六年七月十四日 午前九時

●佐賀県選挙管理委員会告示第二十九号

平成十六年七月十一日執行の参議院佐賀県選出議員選挙の選挙会の場所及び日時を次のとおり定める。

平成十六年六月二十四日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 場所 佐賀県庁(正庁)

二 日時 平成十六年七月十四日 午前十時三十分

●佐賀県選挙管理委員会告示第三十号

平成十六年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙の佐賀県選挙分会長及びその職務を代理すべき者を次のように選任した。

平成十六年六月二十四日

佐賀県選挙管理委員会

一 佐賀県選挙分会長

委員長 松尾紀男

住所 小城郡小城町八六一番地

氏名 村岡安廣

二 佐賀県選挙分会長の職務を代理すべき者

住所 佐賀郡川副町大詫間一四一八番三号

氏名 長谷川定

●佐賀県選挙管理委員会告示第三十一号

平成十六年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙において、投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名の掲示の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成十六年六月二十四日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾紀男

一 場所 佐賀県庁(選挙管理委員会室)

二 日時 平成十六年六月二十四日 午後六時

●佐賀県選挙管理委員会告示第三十二号

平成十六年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成十六年六月二十四日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾紀男

一 場所 佐賀県庁(選挙管理委員会室)

二 日時 平成十六年六月二十九日 午後一時三十分

●参議院比例代表選出議員選挙佐賀県選挙分会長告示第一号

平成十六年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙において、名簿届出政党等から届出のあった佐賀県選挙分会の選挙立会人となるべき者が十人を超えるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成十六年六月二十四日

参議院比例代表選出議員選挙

佐賀県選挙分会長 村岡安廣

一 場所 佐賀県庁(選挙管理委員会室)

二 日時 平成十六年七月九日 午前十時三十分

●佐賀県選挙管理委員会告示第三十三号

平成十六年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙の佐賀県選挙分会の場所及び日時を次のとおり定める。

平成十六年六月二十四日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾紀男

一 場所 佐賀県庁(正庁)

二 日時 平成十六年七月十四日 午前十時三十分

●佐賀県選挙管理委員会告示第三十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第八十

条第一項に規定する県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、それぞれ次のとおりである。

平成十六年六月二十四日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一三、八五四人

二 選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と

四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

一八二、一〇九人

三 県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

選挙区名	三分の一の数
佐賀市	四三、二二九人
唐津市	二〇、八四三人
鳥栖市	一六、三六四人
多久市	六、三一九人
伊万里市	一五、六一五人
武雄市	九、〇六二人
鹿島市	八、六九〇人
佐賀郡	一九、六四九人
神埼郡	一三、五一七人
三養基郡	一四、六二四人
小城郡	一二、〇五九人
東松浦郡	一六、七八八人

西松浦郡	五、九九五人
杵島郡	一七、一四七人
藤津郡	一〇、九八八人

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
 申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年六月二十四日印刷及び発行
 発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
 印刷所 西部印刷企画(株)